

答申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成31年3月19日付け30能第3859号で行った個人情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の訂正決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、〇〇校の指導員について、審査請求人が福祉労働部労働局職業能力開発課（以下「職業能力開発課」という。）に対して行った苦情を記録した、「苦情・相談受付および報告票（速報用）」に記録された審査請求人の個人情報である。

(2) 訂正請求の状況

審査請求人は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、別表「本件請求の内容」の「訂正を求める部分」欄を「訂正の内容」欄のとおり訂正することを求める個人情報訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(3) 不訂正決定の状況

実施機関は、本件請求に対し、以下の理由により、条例第29条第2項の規定に基づき、本件決定を行った。

ア 条例第27条第2項に規定する当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料として審査請求人から提出された、審査請求人が職業能力開発課に苦情を申し出た際に持参した発言メモ（以下「提出資料」という。）の確認及び相談を受けた担当者への聴取の結果、別表「訂正を求める部分」欄①～⑤の内容が事実であるか否か判明せず、本件請求に理由があるとは認められない。

イ 本件個人情報を取り扱う事務の目的は、誰のどのような発言・行動に対する苦情等であるか及び苦情の申出者の要望する内容等を聴き取り、要約して整理することであるところ、別表「訂正を求める部分」欄①～⑤の内容は、当該目的に反しない範囲での要約であり、本件個人情報の内容が事実ではないとはいえないことから、本件請求に理由があるとは認められない。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年10月26日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により個人情報開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年11月13日付けで、条例第17条第1項の規定により個人情報開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成31年2月7日付けで、実施機関に対し、本件請求を行った。

エ 審査請求人は、平成31年2月20日付けで、実施機関に対し、提出資料を提出した。

エ 実施機関は、平成31年3月19日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

オ 審査請求人は、令和元年6月12日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

カ 実施機関は、令和元年10月21日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

- (1) 別表「本件請求の内容」②は、「〇〇指導員」という記載を「〇〇先生」と訂正するよう求めるものであり、「〇〇指導員」のままでは、〇〇指導員の行動が「部下からの提言により改善された」ことになってしまい、「部下からの提言には耳を貸さないため精神保健福祉士の提言が必要だった」ことが汲み取れない。
- (2) そのため、実施機関の主張するような、「本件個人情報を取り扱う事務の目的に反しない範囲の要約」であるとはいえない。
- (3) また、要約とは意味を変えずに端的に表現することであり、意味が変わっているものは要約とはいえない。
- (4) 別表「本件請求の内容」②は、内容が大きく変更されており、汲み取れる趣旨が異なるため許容できる要約とはいえず、訂正を行う合理的理由に値する。
- (5) 別表「訂正を求める部分」⑤は通院、薬の処方及び服用に関する極めてセンシティブな情報であり、今後事実と異なる不正確な個人情報漏えい

されることによって、審査請求人が不測の権利利益の侵害を受けることを未然に防止するために訂正が必要である。

- (6) 実施機関は、「証拠書類には、審査請求人が訂正を求めている内容を発言したとの事実を証明する記載がなかった」と主張しているが、証拠書類は、審査請求人が苦情を申し出た際に持参したメモである、また、本件個人情報記載された公文書にも「話すのが得意ではないということで自前のメモを持参されていた」と記載されていることから、実施機関も、審査請求人が持参したメモに書かれた文章を読み上げているということを確認しているといえるため、実施機関の上記主張は成り立たない。
- (7) 審査請求人が発言した内容とは異なる内容が記載され、保存されていることは、審査請求人に精神的苦痛を伴う心理的不安を与え、心身への悪影響のおそれがあることは否定できない。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 提出資料の確認及び相談を受けた担当者への聴取の結果、別表「訂正を求める部分」欄①～⑤の内容が事実であるか否か判明せず、本件請求に理由があるとは認められない。
- (2) 本件個人情報を取り扱う事務の目的は、誰のどのような発言・行動に対する苦情等であるか及び苦情の申出者が要望する内容等を聴き取り、要約して整理することである。
- (3) したがって、本件公文書の記載内容は、上記目的に反しない範囲での要約であり、別表「訂正を求める部分」欄①～⑤の内容が事実でないとはいえないことから、本件請求に理由があるとは認められない。
- (4) 個人情報保護事務の手引では、「訂正請求に理由がある」について、「実施機関による調査等の結果、当該訂正請求に訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいうもの」と解説されている。このため、提出資料を参考として、関係職員への聴取により、本件請求に理由があるか否かについて調査した。
- (5) 提出資料には、審査請求人が別表「訂正を求める部分」欄①～⑤のとおり発言したとの事実を証明する記載がなかった。
- (6) 職業能力開発課の各関係職員に聴取したところ、審査請求人が別表「訂正の内容」欄①～⑤のとおり発言したとの事実までは確認できなかった。
- (7) 以上の調査により、審査請求人が訂正を求めている内容を発言したとする事実関係が明らかにならなかったことを踏まえ、本件請求に理由があるとは認められないものとして、不訂正決定を行った。

6 審議会の判断

(1) 条例第26条の趣旨

本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、実施機関が保有する自己の個人情報についての訂正制度（以下「訂正請求制度」という。）を定めたものである。

訂正請求制度において、本条第1項に規定される個人情報訂正請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができるのは、自己の個人情報の内容が事実でないと思料する場合であり、また、訂正請求の対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばない。

また、「訂正」とは、誤っている情報を正しい情報に直すことをいい、これには、本来記載されるべき経歴や資格等の記載が事実の誤認により記載されている場合に、事実即して記載すること（追加）や、事実の誤認により存在しない経歴等が記載されている場合に、当該記載を当該事実即して消すこと（削除）が含まれる。

(2) 条例第27条の趣旨

本条は、所定の事項を記載した書面により訂正請求を行うべきこと等を定めるとともに、訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるものである。

本条第2項において、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料（以下「証拠資料」という。）を提出することが訂正請求の要件として定められていることから、訂正請求者には訂正内容が正しいことの証明を行う義務がある。

(3) 条例第28条の趣旨

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものである。訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査の結果、当該訂正請求に訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいう。

実施機関に訂正義務が生じるのは、訂正請求に理由があり、かつ、当該訂正が個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であるときであるため、訂正請求に理由があると認められない場合又は訂正が事務の目的の達成に必要な範囲内であると認められない場合には、訂正義務は生じない。

(4) 本件請求に理由があると認められるか

上記(1)のとおり、条例第26条は、訂正請求制度における訂正請求の対象が、「事実」であって、「評価・判断」に及ばないこと、また、訂正請求に係る個人情報の「内容が事実でない」と思料するときに訂正請求ができることを規定している。

これにより訂正請求があった場合、実施機関は、当該訂正請求の対象が「評価・判断」ではなく、「事実」に関する記載であるか、「事実」に関する記載である場合、その「内容が事実でない」か、「内容が事実でない」場合、訂正請求者の訂正請求の趣旨のとおり訂正することで正確な個人情報になるかを調査し、いずれも認められた場合には、条例第28条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると判断することとなる。

また、当該訂正請求制度は、上記(1)に記載したその趣旨に照らせば、事実の誤認により、公文書に本来記載されるべき事項が記載されていないことや、本来記載されるべきでない事項が記載されていることによって、公文書の記載内容が誤って解釈され、本人が不測の権利利益侵害を被るおそれがある場合にも認められるというべきである。

上記の前提を踏まえ、まず当審議会は、別表「訂正を求める部分」欄を見分し、同欄①～⑤の記載は、いずれも「評価・判断」ではなく、「事実」に関する記載であると判断した。

次に、本件個人情報は、審査請求人が苦情・要望等を申し出た際に実際に発言した内容であることから、本件個人情報の「内容が事実でない」と判断するためには、証拠資料として、審査請求人が職業能力開発課に苦情・要望を申し出た際に、実際にどのように発言したのかを証明する資料が必要であることを踏まえ、以下、別表「訂正を求める部分」欄①～⑤の内容が事実でないと認められるかについて、個別に検討する。

ア 別表「訂正を求める部分」欄①及び③について

審査請求人は、別表「本件請求の内容」①及び③について、「全て」という表記をどのように訂正すべきか明確には主張していないものの、「全てとは言っていない」とは主張していることに鑑みるに、審査請求人は、「全て」という表記を削除することを求めていると解される。

このとき、「全て」という表記を削除することが妥当であると認めるためには、審査請求人が職業能力開発課に苦情・要望を申し出た際に、実際にどのように発言したのかを証明する証拠資料が必要であるところ、提出資料を確認しても審査請求人が実際にどのように発言したのかは判明せず、審査請求人が職業能力開発課に苦情・要望等を申し出た際に別表「訂正を求める部分」欄①及び③のとおり発言したことが事実

でないとはいえない。

したがって、別表「訂正を求める部分」欄①及び③の内容が事実でないと判断することはできない状況にあるといえることから、別表「本件請求の内容」①及び③について、訂正請求に理由があるとは認められない。

イ 別表「訂正を求める部分」欄②について

上記アと同様に、同欄②の内容が事実でないと判断するためには、審査請求人が職業能力開発課に苦情・要望を申し出た際に、実際にどのように発言したのかを証明する証拠資料が必要であるところ、提出資料を確認しても審査請求人が実際にどのように発言したのかは判明せず、審査請求人が職業能力開発課に苦情・要望等を申し出た際に「〇〇指導員」と発言したことが事実でないとはいえない。

したがって、別表「訂正を求める部分」欄②の内容が事実でないと判断することはできない状況にあるといえることから、別表「本件請求の内容」②について、訂正請求に理由があるとは認められない。

ウ 別表「訂正を求める部分」欄④及び⑤について

上記アと同様に、同欄④及び⑤について、本件個人情報の内容が事実でないと判断するためには、審査請求人が職業能力開発課に苦情・要望を申し出た際に、実際にどのように発言したのかを証明する証拠資料が必要であるところ、提出資料を確認しても審査請求人が実際にどのように発言したのかは判明せず、審査請求人が職業能力開発課に苦情・要望等を申し出た際に別表「訂正を求める部分」欄④及び⑤のとおり発言したことが事実でないとはいえない。

また、本件公文書が審査請求人の苦情・要望等の内容を要約・整理して記載されたものであることからすると、本件公文書に「本来記載されるべき事項」とは、審査請求人の苦情・要望等の趣旨が適切に把握できるような事項であることが必要である。

別表「本件請求の内容」④及び⑤は、「〇〇指導員のやり方では、苦情・クレームがでるのは至極当然であり」という文言や、皮膚科から処方された薬の詳細等を追加するよう求めるものであるが、前述のとおり、本件公文書が審査請求人の苦情・要望等の内容を要約したものであることからすると、本件公文書は、審査請求人の発言内容が、一言一句正確に再現されなければならないものではなく、審査請求人の苦情・要望等の内容が把握でき、発言内容が誤って理解されない程度再現されることは本件公文書の性質上許容されるどころ、審査請求人の主張のとおり追加・訂正しなければ、審査請求人の苦情・要望等の内容が適切に把

握できず、また、審査請求人の発言内容が誤解され、審査請求人の権利利益が侵害されることになるとは認めがたい。

したがって、別表「訂正を求める部分」欄④及び⑤の内容が事実でないとはいえないため、別表「本件請求の内容」④及び⑤について、訂正請求に理由があるとは認められない。

エ 結論

ア～ウより、別表「本件請求の内容」①～⑤について、いずれも訂正請求に理由があるとは認められないことから、当該訂正が事務の目的を達成するために必要な範囲内か否かについて判断するまでもなく、実施機関に訂正義務は生じない。

以上の理由により、「**1 審議会の結論**」のとおり判断する。

(別表)

		本件請求の内容	
		訂正を求める部分	訂正の内容
①	全て		(全てとは言っていない)
②	〇〇指導員		〇〇先生
③	全て		(全てとは言っていない)
④	身から出た錆であり、対応が遅いゆえに招いた事態だと思う。		〇〇指導員のやり方では、苦情・クレームがでるのは至極当然であり、身から出た錆であり、対応が遅いゆえに招いた事態だと思う。
⑤	皮膚科に行って頓服薬の処方も受けている		皮膚科に行ってパラシクロビル錠 500mg (ヘルペスウイルスによる感染症(単純疱疹、帯状疱疹)を治療)を処方。6/16 より〇〇クリニックでテプレノンカプセル 50mg (胃の粘膜を保護修復する薬)ラペプラゾールナトリウム錠 10mg (胃酸を強く抑える胃・十二指腸潰瘍の薬)を〇〇指導員のみが講義する場合に備えて頓服的に処方。